

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、本件開示請求に対し、「境界立会人名簿並びに町内会代表及び隣地○寺関係者が立会わなかつた理由書」及び「長谷場共同墓地の利用者の同意を得なかつた理由が分かる文書」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容
 - (1) 境界立会人名簿並びに町内会代表及び隣地○寺関係者が立会わなかつた理由書
 - (2) 長谷場共同墓地の利用者の同意を得なかつた理由が分かる文書
- 2 決定の内容

本件対象文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

- (1) 環衛第343-2号で開示された「公共用地確定調書の交付について」のうち「公共用地確定調書」には、「関係者立会協議の結果、別紙のとおり確定」となっており、立会人名簿がないのは極めて不自然である。境界確定により市有地が極めて不透明な形で減少している。
- (2) 仮に文書の形式がないとしても、当時の市職員から聴取を行い、境界確定の協議内容の記録（相手の主張とその根拠、市が認めた根拠）を開示すべきである。
- (3) 開示された「境界立会風景」の写真によると、関係者ではない「鼓川崖崩落事故」を起こした工事者らしき者が立ち会いに参加している。にもかかわらず、近隣住民、町内会関係者に立ち会いをさせなかつた理由や文書等が存在であるならば、当時の担当者等から聴き取りを行い、開示すべきである。
- (4) 極めて不透明な境界確定について、境界確定に関する協議内容（相手の根拠と市が同意した根拠の分かるもの）を開示してもらうことで解明される。
- (5) 「立会人名簿」は「法務局申請の名簿」を指しているものではない。実施機関は、「近隣住民及び町内会の立会いはそもそも必要ないもの」としているが、「境界設定同意書」の様式には町内会の同意の欄もあり、当該墓地は、鼓川・池之上の町民が「散歩」「花火見物」などに利用していたものである。また、隣接する寺や当該墓地の縁者にも立会いを求めておらず、「共同墓地」という極めて公共性を持つ土地について実施機関が一方的に境界確定できるものであるのか、疑問を持たざるを得ない。
- (6) 関係者の立会いを否定しているながら、一方で「境界立会風景」の写真には、関係者以外の者が立会参加しているのは極めて不自然である。また、名簿についても、実施機関が

「立会写真は記録として残っているため作成していない」とする主張は、理解できない。

- (7) 「公文書の開示制度が、市が現に保有する公文書を開示する制度」とあることは、錯誤に基づく「境界確定書」を開示するだけで事足りるものではない。開示請求制度は、公平、公正で開かれた市政を市民に担保するものであり、「情報公開」「説明責任」を伴うものである。「市が現に保有する公文書を開示するもの」とは、開示請求制度を死文化させるものである。「説明責任」を果たすためには、「文書」がなければ、当時の関係者の聴き取りも含めて、補うべきである。
- (8) 私の「錯誤に基づく境界確定である」との見解は、公文書開示制度により明らかとならないのであれば、明らかにする方法を教示頂きたい。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

立会人名簿については、法務局へ申請を行う際に添付するものであるが、当該公文書に係る立会いに関しては、市が法務局に申請を行ったものではなく、また、立会い写真は記録として残っていることから作成していない。

また、当該立会いは鹿児島市と口寺との境界確定であり、近隣住民及び町内会の立会いはそもそも必要ないものであることから、立会いをさせなかった理由に係る文書についても作成する必要がないものである。

従って、いずれの請求文書も作成しておらず、存在しないため、当該決定は、妥当である。

なお、当時の担当者等へ聞き取りを行い、文書を作成して開示するべき、との審査請求人の主張については、公文書の開示請求制度が、市が現に保有する公文書を開示する制度であるため、審査請求の理由に当たらない。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 立会人名簿の存否について

立会人名簿の不存在が不自然であるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、法務局への申請は実施機関が行ったものではなく、また、立会い写真が記録として残っていることから、立会人名簿の作成はしていない旨の弁明をしている。

審査会が確認したところ、立会人名簿は、法務局への登記申請の際に必要となる文書であるが、本件対象公文書に係る境界確定（以下「本件境界確定」という。）に関しては、実施機関が登記申請を行ったものではないことから、実施機関の作成していないとする説明に、特段不合理な点はみられない。

(2) 町内会代表及び隣地○寺関係者が立会わなかつた理由並びに長谷場共同墓地の利用者の同意を得なかつた理由が分かる文書の存否について

ア 審査請求人は、本件境界確定に当たり、①町内会の代表者や隣地の関係者を立ち会

わせる必要があったこと、②長谷場共同墓地の利用者の同意が必要であったこと、を理由に、町内会の代表者及び隣地の○寺関係者が立会わなかった理由並びに長谷場共同墓地の利用者の同意を得なかつた理由が分かる文書（以下「理由書」という。）が必要であると主張しており、これに対し、実施機関は、「当該立会いは実施機関と□寺との境界確定であり、近隣住民及び町内会の立会いはそもそも必要ないものであることから、立会いをさせなかつた理由に係る文書についても、作成する必要はないものである」旨、弁明している。

イ 一般に、土地の境界確定の際の立会いは、当該土地の所有者同士でなされるものであり、当該土地所有者以外の利害関係者が参加し、又は同意を得なければならぬものではない。一方で、所有者以外の者を任意に立会いに参加させることを妨げるものでもないと解される。

ウ 審査請求人は、境界確定の同意書の様式に町内会の同意欄があることを理由として、同意が必要と主張しているため、審査会が、同様式について調査をしたところ、当該同意書の様式は、法定外公共物の境界確定に関するマニュアルに定められた様式であり、また、他の墓地における民有地との境界確定においても、同様式を流用して使用していることを確認した。

エ 審査会が、上記マニュアルの所管部署に確認を行ったところ、町内会等から同意を得る要件については特段の定めがないこと、また、近年では、法定外公共物に関する境界確定で町内会からの同意を得た事例がないことも確認することができた。

オ さらに審査会が、実施機関が保有していた平成17年度から平成21年度までの間で墓地における民有地との境界確定に関する同様の公文書について確認したところ、いずれの場合も、実施機関が作成した立会人名簿及び理由が分かる文書は確認できなかつた。

カ 以上のこと踏まえると、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、文書がない場合は、当時の職員に聞き取りを行い、文書を作成して開示すべき旨主張するが、鹿児島市情報公開条例上、開示請求できる公文書は、実施機関が職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該実施機関が現に保有しているものとされているため、開示請求に対し、新たに文書を作成し、開示すべき条例上の義務はない。

その他、審査請求人は、境界確定の妥当性について種々の主張を行つてゐるが、いずれも審査会の判断を左右するものとは認められない。

以上のことから、審査会としては、本件公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

よつて、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審　查　会　の　経　過

年　月　日	調　査　審　議　の　経　過
平成28年12月15日	実施機関からの諮問を受けた。
平成29年　1月　5日	審査請求人から口頭意見陳述の申立てがなされた。
平成29年　1月10日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成29年　2月22日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。(審査請求人から意見を聴取した。)
平成29年　3月29日 (第3回審査会)	答申案の審議を行った。